

「京都府在宅保健師の会」会則

(目的)

第1条 この会は、地域における保健活動の重要性を認識し、地域住民の健康づくりを支援するため、経験と実績を活かし、地域の保健活動に寄与するとともに、会員相互の交流と研鑽を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は「京都府在宅保健師の会」と称し、事務局を京都府国民健康保険団体連合会内に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、京都府内に勤務できる在宅保健師で、この会の趣旨に賛同するものとする。ここでいう在宅保健師とは、保健師資格をもち常勤雇用されていないものとする。

(事業)

第4条 この会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域における保健・福祉活動の推進に関すること。
- (2) 保健活動に関する研修会・講演会等の開催
- (3) 関係機関との連絡調整及び交流に関すること。
- (4) 保健活動に関する情報交換及び調査研究に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(総会及び総会の議決事項)

第5条 この会の総会は、年1回開催する。総会は、会長が召集する。

2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

3 総会の議決事項

- (1) 会則の変更に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 役員を選出
- (4) その他、総会の議決を必要とする事項

4 総会の議決については、会員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。役員は会員の中から互選する。任期は2年とし、再選を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名 (会計は幹事の中から1名選出する。)
- (4) 会計監事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は会務を分担する。

4 役員は、会の運営及び事務の円滑な推進を図るため必要に応じ役員会を開催する。

(会計)

第8条 この会の運営に要する経費は、連合会交付金及び会員の負担金等を持って充てるものとする。

2 この会の庶務及び会計は連合会の事務局に委嘱するものとする。

3 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成17年10月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成29年5月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。